下川町告示第 42 号

令和 9・10 年度において下川町が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加資格について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 9 年度及び令和 10 年度に下川町（以下、「町」という。）が発注する工事及び設計等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法その他必要な事項を次のとおり定める。

令和 8 年 11 月 24 日

下川町長　田　村　泰　司

第１　競争入札参加資格について

１　資格の種類

町が発注する競争入札等の参加に係る資格審査の対象とする業種は、別表 1 に掲げるものとする。

２　資格の要件

(1)　共通的資格要件

町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）の要件は、次のアからカまでのいずれにも該当することとする。

ア　政令第 167 条の 4 第 1 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

イ　政令第 167 条の 4 第 2 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

① 国税（法人税、所得税、消費税及び地方消費税）

② 都道府県税（法人事業税、法人道民税等）

③ 市区町村民税（住民税等）

エ　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

オ　申請者（資格者）又は、その代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2)　資格の種類ごとの要件

資格審査の基準日は、建設工事・設計等ともに令和 8 年 12 月 1 日（以下「審査基準日」という。）であること。

ア　建設工事の資格要件

次の①～④までのいずれにも該当することが必要であること。

①　審査基準日において、希望する業種に対応する建設業許可のいずれかを有する建設業者で、かつ、その建設業許可を受けてから２年以上その事業を営んでいること。

②　それぞれの業種に対応する建設業許可について経営事項審査を受け、総合評定値（P 点）の通知を受けており、かつ、その結果通知書における審査基準日（決算日）が令和７年９月２日以降の日であること。

③　②の経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業許可に係る建設工事の種類について、完成工事高があること。

イ　設計等の資格要件

①　共通する要件

ａ　審査基準日において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

ｂ　審査基準日の直前１年間に、その事業に係る売上高を有していること。

ｃ　個人にあっては、従業員（代表者を含む）の数が３人以上であること。

②　資格要件

①のａ～ｃまでのいずれにも該当し、かつ、別紙１〈設計等〉に記載された業種に対する資格要件を満たしていること。

３　資格の有効期間

資格の有効期間は、令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日までとする。

第２　申請方法等について

１　申請期間

申請期間は、令和８年 12 月 10 日から令和９年１月 29 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

２　申請方法

インターネット回線を利用して(3)が運営する北海道市町村入札参加資格共同審査システム（以下、「共同審査システム」という。）により申請すること。

(1)　共同審査システムへのアクセス

共同審査システムへのアクセスは、次のホームページアドレスから行うことができる。なお、共同審査システムの稼働時間については、ポータルサイトにおいて掲示する稼動日時を確認すること。

北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト

ＵＲＬ https://www.hoctec.info/kyoshin/

(2)　共同審査に係る申請の手引き及び様式等の入手先

共同審査に係る申請の手引き及び様式等は、ポータルサイトに掲載する資料からダウンロードすること。

(3)　共同審査に関する運営及び問い合わせ先

北海道市町村入札参加資格共同審査協議会

一般財団法人北海道建設技術センター 入札参加資格審査担当

ＴＥＬ：011-733-2322

（電話受け付け時間 土・日・祝日を除く９：００から１７：００まで）

E-mail：kyoshin@hoctec.or.jp（メールによる問い合わせは 24 時間送信可能）

第３　協同組合等の特例について

１　資格要件の特例

中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された協同組合、企業組合及び中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された協業組合（以下「協同組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は適用されないこと。

(1)　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2)　協同組合等で、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

また、(1)に該当する場合は、設計等の資格要件のうち、事業に係る売上高について、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計とすることができる。

２　申請書類

協同組合等については、定められた提出書類のほか、次の書類を提出すること。

(1)　組合構成員名簿

組合構成員全員について、次の事項を記載した名簿を提出すること。

ア　商号又は名称

イ　所在地

ウ　電話番号

エ　許可・登録に関する番号・年月日

(2)　官公需適格組合証明書

経済産業局長から官公需に係る適格組合証明を受けている場合は写しを提出すること。

(3)　当該組合の定款

第４　再審査の申請について

次のいずれかに該当するときは、資格の再審査の申請を行うことができること。

(1)　競争入札参加資格を有する者の事業又は営業が相続、合併、譲渡により移転されたとき。

(2)　競争入札参加資格を有する協同組合等が、その構成員（競争入札参加資格を有する組合員に限る。）を変更したとき。

(3)　競争入札参加資格を有する者が会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続の開始決定を受けたとき。

第５　委任状について

本店の代表者が支店又は営業所の代表者に対し、入札及び見積り、契約の締結並びに代金の請求及び受領等の権限を委任する場合は、委任状を提出すること。

別表１

＜建設工事＞

業　種
土木一式、建築一式、大工、左官、とび・土木・コンクリート、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、舗装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体工

＜設計等＞

	業　種	資格要件
1	測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による測量業者の登録を受けていること。
2	地質調査	地質調査業者登録規程による登録業者
3	土木設計	建設コンサルタント登録規程による登録業者
4	建築設計	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受託先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
5	設備設計	
6	技術資料	計量証明を業とする者については、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
7	道路清掃	